

障害者差別解消の推進に係る区の実施について

1. 職員対応要領の策定（平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別の解消を推進するために、区職員が適切に対応することを服務規程として定めた。策定にあたって、当事者から差別と感じたこと等の事例を収集し、職員対応要領における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供等の具体例として反映した。

【事例収集のための取組み】（平成27年7月～11月）

方法	概要	事例数
個別回答によるもの	(1) 調査票の個別郵送 （「障害者福祉のてびき」に調査票を同封。身体障害者手帳及び愛の手帳所持者 約5,200名） (2) 区ホームページでの募集 (3) 当事者団体及び区内障害福祉サービス事業所による意見のとりまとめ	193件
グループヒアリング	知的障害、精神障害を中心に通所事業所10施設。東洋大学及び障害者基幹相談支援センターと連携。	50件

【職員対応マニュアルの作成】（平成29年3月）

職員対応要領の規定に基づく職員への情報提供として、「文京区職員向け障害者差別解消ガイド」を作成する。

2. 相談窓口の設置（平成28年4月1日）

区の事務事業における障害を理由とする差別に関する相談は各事業を担当する所管課で受け付ける。また、障害者やその家族等が相談しやすい体制とするため、以下の部署を障害者差別解消相談受付窓口とした。

窓口	内容
福祉部障害福祉課（シビックセンター9階北側）	身体障害・知的障害の方
保健衛生部予防対策課（シビックセンター8階南側）	精神障害（発達障害含む）・難病の方
文京区障害者基幹相談支援センター（文京総合福祉センター1階）	身体障害・知的障害・精神障害（発達障害含む）・難病の方
総務部職員課（シビックセンター17階南側）	職員による差別に関する事

3. 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、関係機関における障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や障害を理由とする差別を解消するための取組み等について協議するため、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置する。

4. 周知・啓発活動

- (1) 区職員に対する研修の実施
- (2) 啓発用パンフレットの作成・配付
- (3) 様々な関係団体・機関に対する周知・啓発
- (4) 区報・CATVなど様々な広報媒体の積極的な活用
- (5) 様々な年代に対して周知・啓発活動を行うためのグッズの作成
(かるた・カレンダー・クリアファイル)

5. 環境の整備（平成29年度）

- (1) 区役所の窓口におけるコミュニケーション支援
(障害福祉課などに手話ができる職員の配置、コミュニケーション支援のためのアプリを登載したタブレットの導入など)
- (2) 区役所が作成する様々な資料を点字化し、視覚障害がある方にも分かりやすいものとするため、点字プリンターの設置・運用